

恵庭市立図書館資料収集方針

平成 2年 4月 20日策定

平成 11年 7月 1日改訂

平成 28年 10月 12日改訂

第1 基本方針

恵庭市読書活動推進計画に基づき、次の方針によって資料の収集を行う。

1. 方針

- (1) 市民の日常生活に役に立つ、教養、趣味、レクリエーション等に資するための図書・記録・その他の資料を収集する。
- (2) あらゆる世代の読書や学習活動を支援するために幅広い分野の収集及び提供を図る。
- (3) 郷土資料及び行政資料を確保する。
- (4) 市民の日常的課題や調査研究に応える参考図書を収集する。
- (5) 計画的な蔵書構成を構築する。
- (6) 資料の収集にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」を踏まえ、著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれることなく、公平な立場で資料を収集する。

2. 収集資料の種類

- (1) 図書資料
- (2) 逐次刊行物（雑誌・新聞）
- (3) 郷土資料
- (4) 視聴覚資料
- (5) 障がい者等サービス資料
- (6) 電子資料
- (7) その他資料

第2 資料別収集方針

1. 図書資料

- (1) 収集方法

購入、寄贈、寄託等の手段により収集する。また、書評等や予約の状況、利用者の読書傾向等を考慮し、利用者の読書意欲が高い新刊の時期に、機会を逸することなく収集すること。

所蔵するにあたり協議が必要と思われる図書等や新規にシリーズを収集しようとするときは、選書会議によって決定する。

(2) 新刊書

ア 一般図書

各分野にわたり基本的な図書を網羅的に収集するが、以下のものは厳選し、収集する。

(ア) 実用書・娯楽書

(イ) 各種試験問題、テキスト類

(ウ) きわめて高度な専門書・学術書

(エ) 付録つき図書

イ 文学書

(ア) 日本及び外国の現代小説を中心に収集する。日本は近代文学にも留意する。

(イ) 古典文学は基本的タイトルを中心に収集する。

ウ 児童書

(ア) 読書の楽しさを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ図書を収集する。

(イ) 子どもの豊かな想像力及び創造性を育てるとともに、さまざまな興味及び関心を深めることができる図書を収集する。

(エ) 調べる学習に活用できる図書を収集する。

(ウ) 既刊の評価の定まった名作を収集する。

(エ) 漫画・コミックは収集しない。ただし、学習漫画はこの限りではない。

エ 青少年図書

(ア) 学習・教養・レクリエーション等に資する図書を幅広く収集する。

(イ) ヤングアダルト向け文庫等は一定量を継続的に収集する。

オ 参考図書

(ア) 全分野にわたり網羅的に収集する。

(イ) 年鑑、年版等は、継続的に収集する。

(ウ) 辞(事)典類は、基本的な資料を収集し、情報が古くならないよう新しい版に更新する。

(エ) 地図は、基本的な地図(日本地図・都市地図・道路地図、世界地図等)を地図帳や一枚地図で収集し、情報が古くならないよう新しい版に更新する。

2. 逐次刊行物

(1) 新聞

- ア 一般紙 全国紙（三大紙）は全点収集する。
- イ 一般紙 地方紙は、より郷土情報に充実したものを厳選して収集する。
- ウ 業界紙 産業・経済等を総合したものを厳選して収集する。
- エ 政党・宗教紙 図書館の中立性を維持する観点から、この分野のものは収集しないこととする。
- オ 児童紙 児童への情報サービス向上と、図書館への親しみをもたせ、利用増進を図るため、厳選して収集する。

(2) 雑誌

- ア 市民の読書要求に配慮し、網羅的に各分野の雑誌を収集する。
- イ レファレンスサービスに必要な雑誌を収集する。
- ウ 特定分野の専門雑誌は、利用頻度を考慮した上で、厳選して収集する。
- エ 図書館の中立性を保つため、網羅的に収集することが困難な宗教誌・政党誌等は収集しない。
- オ 青少年向けの娯楽雑誌（マンガ）は収集しない。
- カ 週刊誌のうち、低俗な娯楽雑誌は収集しない。

3. 郷土資料

(1) 種類及び内容

恵庭市資料（HE）と北海道資料（H）の二つに大別し、それぞれ次の内容の資料を収集する。

ア 恵庭資料（HE）

- (ア) 主題が恵庭に関わりのある資料
- (イ) 恵庭市内で印刷、出版された資料
- (ウ) 恵庭に関わりのある人（在住・在学・在勤・出身等）が著した資料
- (エ) 恵庭を会場として催された各種大会・公演会・展覧会等の資料
- (オ) 恵庭市や関係団体等が発行する行政資料や資料

イ 北海道資料（H）

- (ア) 主題が北海道に関わりのある資料（叢書・全集の一部に収録されているもの及び個々の文学作品は除く）

(イ) 北海道や関係団体等が刊行した行政資料

(イ) 北海道内の自治体等が刊行した行政資料

(ウ) アイヌ関係資料

(エ) 北方領土関係資料

ウ 古文書等

古文書等については、図書館資料としては収集しない。必要に応じて、博物館や郷土資料館と協議することにする。

(2) 資料形態

図書・冊子・パンフレット・逐次刊行物・地図・視聴覚資料・スクラップ・電子資料

(3) 収集方法及び数量

ア 収集にあたっては、購入、寄贈、寄託・複写等の手段を活用すること。また、関係機関、団体、市民等広範な協力関係を構築し、収集に努めるものとする。

イ 収集する数量は、5部以上が望ましい。

(4) 資料の扱い

ア 収集した資料は、広く市民に公開することを原則とする。

イ 複本が確保できるときは貸出用、保存用に資料登録する。

ウ プライバシー、利害関係等に触れると判断される資料は特別の場合を除き、閲覧、貸出しは行わない。

エ 製本されていない資料は、分類毎にファイリングし、閲覧及び貸出しにたえる状態で保存する。

オ パンフレット・リーフレット類も収集する。とくに、市内で発行されたものは郷土資料として積極的に収集する。

4. 視聴覚資料

(1) 資料の種類・形態

ア CD・カセットテープなどの音声資料。

イ DVD等の映像資料等。

(2) 選定基準

著作権処理済み資料または郷土資料を収集する。

5. 障がい者等サービス資料

障がいを持つ方へのサービスに必要な大活字本や点字図書、録音図書等を収集する。

6. 電子資料

図書館での利用において、著作権上許可されている資料を必要に応じて収集する。

7. その他資料

パンフレット、冊子、リーフレット等のその他資料は、必要に応じて収集する。